役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人同仁福祉会　役員報酬及び費用弁償規程

（目的）
第１条　この規程は社会福祉法人同仁福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する役員、「理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員」（以下。「役員」という。）費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

1.　理事会
2.　評議員会
3.　監事の業務監査
4.　評議員選任・解任委員会
5.　役員の法人業務のための行動

（範囲）
第２条　この規程では、次の事項について定める。

1.　役員報酬
2.　費用弁償

（会計処理の基準）
第 3 条　会計処理の基準は、法令及び定款について定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

（役員報酬）
第 4 条　役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会等の会議に出席したときは、その出席日数１日につき次の金額を支給する。
①　理事　　5,000 円
②　評議員　5,000 円
③　監事　　5,000 円
④　評議員選任・解任委員　5, 000 円

2.　第１条２で定める監事の業務監査を実施したときは、5,000 円

（役員報酬の支払い）
第５条　役員報酬（第４条）は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

（費用弁償）
第６条　役員が第１条３に定める役員の法人業務の為の行動による費用弁償して交通費ならびに、旅費を支給する。

2.宿泊費、交通費、日当は、当法人旅費規程により支給する。

附則
この規程は平成 25 年 3 月 31 日から施行する。
この規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。